

# ○栃木県公害紛争処理条例

昭和四十五年十月十二日

栃木県条例第四十六号

栃木県公害紛争処理条例をここに公布する。

## 栃木県公害紛争処理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号。以下「法」という。)に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第二条 法第十三条の規定に基づき、栃木県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第三条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。

(平一九条例六六・一部改正)

(審査会の庶務)

第四条 審査会の庶務は、環境森林部において処理する。

(昭四八条例七・平八条例七・平一八条例四九・一部改正)

(委員の報酬等)

第五条 削除

(参考人等の費用弁償等)

第六条 公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号。以下「令」という。)

第十六条の参考人又は鑑定人に対する費用弁償及び鑑定料の額は次のとおりとし、その支給方法は知事が別に定める。

一 費用弁償の額 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第1号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額

二 鑑定料の額 当該鑑定をするに当たり、必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が相当と認める額

(平一八条例一〇・全改)

(紛争処理の手續に関する費用)

第七条 法第四十四条第二項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条の規定により参考人又は鑑定人に支給する費用

二 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用

三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員又は職員の出張に要する費用

四 呼出又は送達のための郵便料又は電信料

(昭四九条例五一・一部改正)

(手数料)

第八条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は調停の手續への参加の申立てをする者は、当該申請又は申立て一件ごとに、次の表に定める額の手数料を納めなければならない。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合の手数料の額は、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

	紛争処理を求める事項の価額	金額
一	ア 調停を求める事項の価額 百万円以下の場合	千五十円
	イ 同 百万円を超え一千万円以下の場合	千五十円に百万円を超える部分が一万円に達するごとに七円を加えた金額
	ウ 同 一千万円を超え一億円以下の場合	七千三百五十円に一千万円を超える部分が一万円に達するごとに六円を加えた金額
	エ 同 一億円を超える場合	六万三千三百五十円に一億円を超える部分が一万円に達するごとに五円を加えた金額
二	ア 仲裁を求める事項の価額 百万円以下の場合	二千百円
	イ 同 百万円を超え一千万円以下の場合	二千百円に百万円を超える部分が一万円に達するごとに二十円を加えた金額
	ウ 同 一千万円を超え一億円以下の場合	二万百円に一千万円を超える部分が一万円に達するごとに十五円を加えた金額
	エ 同 一億円を超える場合	十五万五千百円に一億円を超える部分が一万円に達するごとに十円を加えた金額

2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その

価額は、五百万円とする。

- 3 第一項の手数料は、申請書又は参加申立書に手数料の金額に相当する額の栃木県収入証紙をはつて納めなければならない。
- 4 令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を同条の書面にはつて納めなければならない。

(昭四七条例三七・昭五九条例二七・平一一条例九・平一一条例三七・平一九条例六六・一部改正)

(手数料の免除又は納付の猶予)

第九条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手續への参加の申立てをする者が貧困により前条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料の全部若しくは一部を免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 2 前項の規定による手数料の免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

(昭四七条例三七・平一一条例三七・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

(昭五四条例二四・旧附則・一部改正)

- 2 第六条の規定により費用弁償の額を算定する場合には、当分の間、職員等の旅費に関する条例(昭和三十六年栃木県条例第四十九号)附則第四項及び第五項の規定は、適用しない。

(昭五四条例二四・追加)

附 則(昭和四六年条例第五号)抄

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四七年条例第一二号)

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和四七年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第一〇号)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第一二号)

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第五一号)

この条例は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年条例第八号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、昭和五十年四月一日から施行する。

一から三 略

四 第十条及び第十一条の改定規定

附 則(昭和五二年条例第一号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。

一から三 略

四 第十条及び第十二条の改正規定

(給与等の内払)

- 3 この条例による改正前の条例の規定に基づいて、昭和五十二年一月一日からこの条例の公布の日の前日までに支払われた給与又は報酬(栃木県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の適用を受ける者にあつては、期末手当を含む。以下同じ。)は、この条例による改正後の条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

附 則(昭和五三年条例第五号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第七号)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第二四号)抄

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第三号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第四号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第五号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第五号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第二七号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請又は参加の申立がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年条例第五号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第四六号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年条例第八号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第六号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年条例第九号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第九号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成二年条例第七号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第八号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第九号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成五年条例第六号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第四号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第八号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第六号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第三号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第六号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。  
(手数料の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申請、依頼等がなされている事務に係る栃木県手数料条例及び栃木県公害紛争処理条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年条例第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第九号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一一号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四九号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第六六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第八号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第一四号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第三号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第一二号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。